

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県私立学校法等施行細則（抜粋）

高知県私立学校法等施行細則（抜粋）

（審議会の委員の定数）

（審議会の委員）

第6条 審議会の委員の定数は、10人とする。

第6条 審議会の委員の定数は、10人とする。

2 知事は、審議会の委員を任命したときは、その旨を告示するものとする。